	⑵　⑴の地上設置用無線鉄塔数及び屋上設置用無線鉄塔数からそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（ループごとにＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系地上設置用無線鉄塔数及びメタルＩＰ音声系屋上設置用無線鉄塔数とする。 ２　投資額の算定 次の算定式により局ごと無線鉄塔投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。 局ごと無線鉄塔投資額 ＝メタルＩＰ音声系地上設置用無線鉄塔数×地上設置用鉄塔単価 ＋メタルＩＰ音声系屋上設置用無線鉄塔数×屋上設置用鉄塔単価
衛星通信設備	１　設備量の算定 ⑴　区間設備として衛星通信設備が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局間の通信量を勘案して求められた52Ｍパス数にチャネル切上単位（52Ｍ）を乗じたものを地球局必要回線数とする。 ⑵　⑴の地球局必要回線数を、１トランスポンダ当たり最大接続可能回線数で除したものを必要トランスポンダ数、時分割多元接続装置（この項において「ＴＤＭＡ装置」という。）架当たり最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）をＴＤＭＡ装置架数、衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除したもの（１に満たない端数は、切り上げるものとする。）を衛星送受信装置架数とする。 ⑶　地球局１局ごとに衛星アンテナ数は１組とし、本土側地球局１局ごとに衛星回線制御装置架数は１組とする。 ⑷　局ごとに、⑴から⑶までにより求めた必要トランスポンダ数、ＴＤＭＡ装置架数、衛星送受信装置架数、衛星アンテナ数及び衛星回線制御装置架数（それぞれ当該局が属する全てのループについて合計したもの。）からそれぞれデータ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（ループごとにＱｏＳ制御係数を加味した最繁時帯域比により算定するものとする。）を控除したものを当該局のメタルＩＰ音声系トランスポンダ数、メタルＩＰ音声系ＴＤＭＡ装置架数、メタルＩＰ音声系衛星送受信装置架数、メタルＩＰ音声系衛星アンテナ数及びメタルＩＰ音声系衛星回線制御装置架数とする。